

令和5年度 東大和市自転車等駐車対策協議会 資料

日時：令和6年2月16日（金）午前10時00分～

会場：市立中央公民館 視聴覚室

まちづくり部道路交通課交通対策係

目 次

議題（２）自転車等駐車対策の現況について（報告）

資料１・・・令和５年度 公共自転車等駐車場の対策一覧

資料２・・・５駅の駅別乗降客数（１日平均乗降客数）

資料３・・・放置禁止区域内の放置自転車等撤去・返還台数
（平成３０年度～令和４年度）

資料４・・・放置自転車のリサイクルについて

資料５・・・自転車等駐輪指導員の配置状況

資料６・・・各駅周辺の自転車等駐車場の利用状況調査

資料７・・・各駅周辺の自転車等駐車場の位置図

資料８・・・東大和市自転車等駐車対策協議会委員名簿

資料９・・・東大和市自転車等駐車対策協議会規則

（３）その他

資料１０・・・東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」）の計画期間満了後の対応について

令和 5 年度 公共自転車等駐車場の対策一覧

今年度、現時点で公共自転車等駐車場の施設の改良予定はありません。

5駅の駅別乗降客数(1日平均乗降客数)

1. 西武鉄道 駅別1日平均乗降客数

単位:人

年 度	東大和市駅		玉川上水駅		武蔵大和駅	
	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比
30年度	25,965	99.8%	42,827	100.9%	7,428	98.7%
31年度	25,177	97.0%	42,416	99.0%	7,389	99.5%
2年度	18,620	74.0%	29,750	70.1%	5,609	75.9%
3年度	20,043	107.6%	33,445	112.4%	6,108	108.9%
4年度	21,983	109.7%	37,552	112.3%	6,825	111.7%

※資料提供:西武鉄道(株)

2. 多摩都市モノレール 駅別1日平均乗降客数

単位:人

年 度	玉川上水駅		桜街道駅		上北台駅	
	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比	乗降人員	前年比
30年度	24,569	103.1%	7,008	100.0%	13,040	100.4%
31年度	24,696	100.5%	7,063	100.8%	13,031	99.9%
2年度	17,085	69.2%	5,668	80.2%	10,219	78.4%
3年度	19,935	116.7%	5,853	103.3%	11,013	107.8%
4年度	23,158	116.2%	6,381	109.0%	12,103	109.9%

※資料提供:多摩都市モノレール(株)

放置禁止区域内の放置自転車等撤去・返還台数（平成30年度～令和4年度）

1. 撤去台数

（単位：台）

年度	東大和市駅		玉川上水駅		武蔵大和駅		上北台駅		桜街道駅		合 計	
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付
30年度	107	1	152	0	29	0	261	1	37	0	586	2
31年度	94	1	80	0	14	0	85	0	14	0	287	1
2年度	50	0	36	0	8	0	25	0	10	0	129	0
3年度	35	1	28	0	13	0	15	0	3	0	94	1
4年度	53	0	26	0	12	0	46	0	10	1	147	1

2. 返還台数と返還率

（単位：台）

年度	撤去台数		返還台数		返還率(%)	
	自転車	原付	自転車	原付	自転車	原付
30年度	586	2	368	2	62.8	100.0
31年度	287	1	169	1	58.9	100.0
2年度	129	0	60	0	46.5	—
3年度	94	1	38	1	40.4	100.0
4年度	147	1	75	1	51.0	100.0

3. 年間撤去回数

（単位：回）

年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
回数	87	76	71	71	73 注1)

注1)73回のうち1回は委託業者なしで実施した。

公共自転車等駐車場有料化(平成29年度)後の撤去は、平日半日を単位として基本的に週1回又は2回実施している。(放置自転車等撤去作業委託)

【撤去方法】

駐輪指導員が警告札を貼付してから、おおむね1時間を経過してもなお放置されている状態にある場合に撤去する。

放置自転車のリサイクルについて

1. 内 容

条例に基づき駅周辺の放置禁止区域内で撤去した放置自転車のうち、保管期間（撤去後 6 か月）が過ぎた自転車を有効活用するため、東京都自転車商協同組合大和村山支部と協定を結び、平成 13 年 7 月から放置自転車のリサイクルを実施している。

自転車を市からリサイクル協力店へ無償譲渡し、リサイクル協力店で整備・再生後、販売価格の上限を 10,000 円未満として販売している。

2. 東大和市自転車リサイクル協力店

店 名	住 所	電話番号
小 樽 自 転 車 店	南街 2-111-4	561-0722
十文字サイクル	南街 2-79-13	561-3816
サイクルショップサイトウ	上北台 1-902-178	843-6656

※サイクルショップサイトウは、令和元年 8 月 28 日付けで協力店に指定

3. 実 績

年 度	対象台数（台）	譲渡台数（台）	リサイクル率（％）
30	302	14	4.6
31	112	13	11.6
2	137	33	24.1
3	47	15	31.9
4	60	19	31.7

自転車等駐輪指導員の配置状況

件 名	場 所	配置時間帯	人数	配置		勤務日
				東大和市	武蔵村山市	
自転車等駐輪 指導委託	東大和市駅	8:00～11:00	2人	○		年末・年始 (12/29～1/3)を 除く、毎日
		13:00～16:00	2人	○		
	玉川上水駅	8:00～11:00	2人	○		
		13:00～16:00	2人		○	
	武蔵大和駅	8:00～11:00	1人	○		
		13:00～16:00	1人	○		
	上 北 台 駅	8:00～11:00	2人	○		
		13:00～16:00	2人		○	
	桜 街 道 駅	8:00～11:00	1人	○		
		13:00～16:00	1人		○	
合計人員			16人	11人	5人	

※委託先は、各市シルバー人材センターに委託している。

※武蔵村山市民の利用者が多いモノレール3駅については、午後の時間帯を武蔵村山市の予算で指導員を配置してもらっている。

※武蔵大和駅については、平成31年度から午前2人⇒1人・午後2人⇒1人とした。

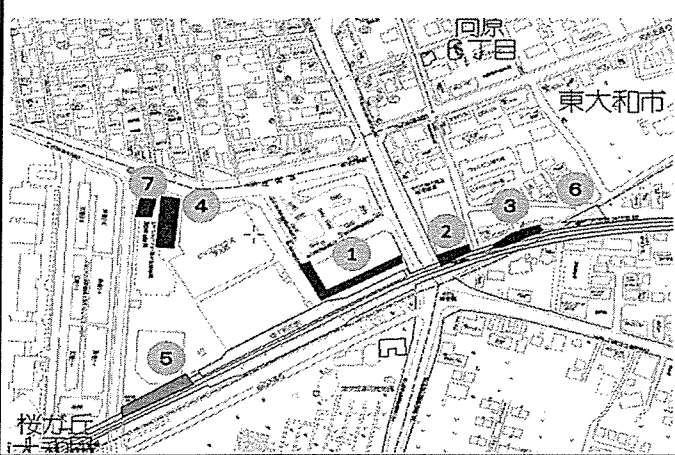
※桜街道駅については、令和2年度から午前2人⇒1人・午後2人⇒1人とした。

本資料は、部外秘となるため、公開しておりません。

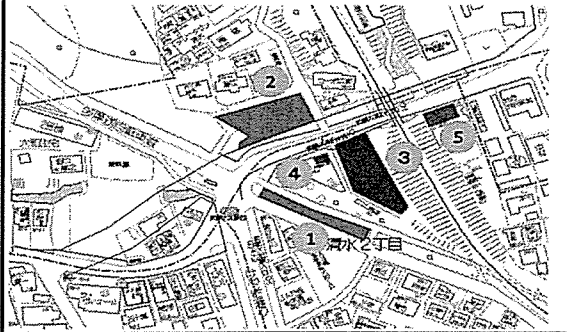
各駅周辺の自転車等駐車場の位置図

資料7

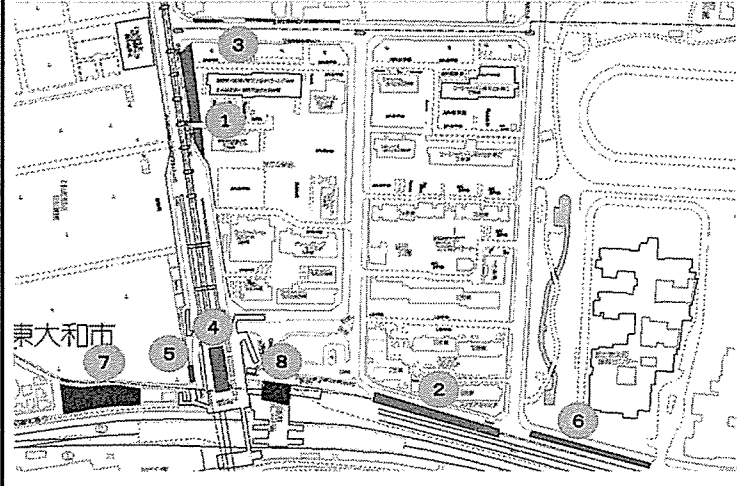
東大和市駅周辺の自転車等駐車場



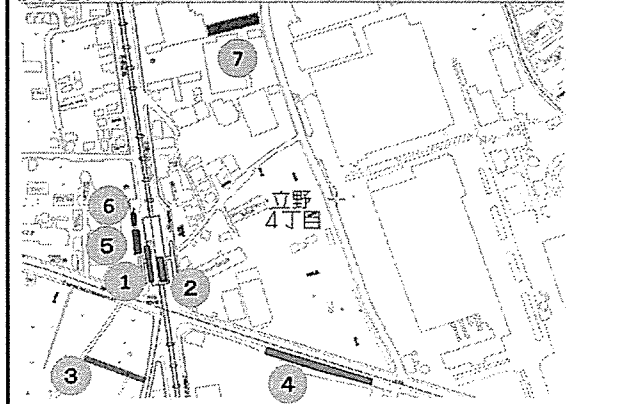
武蔵大和駅周辺の自転車等駐車場



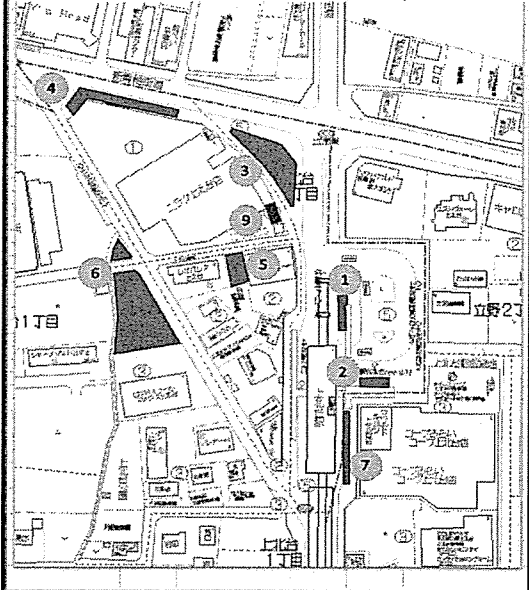
玉川上水駅周辺の自転車等駐車場



桜街道駅周辺の自転車等駐車場



上北台駅周辺の自転車等駐車場



【各駅周辺の自転車等駐車場の名称】

駅	No	名 称
東大和市駅	①	西武スマイルパーク東大和市駅前第1駐輪場
	②	西武スマイルパーク東大和市駅前第3駐輪場
	③	西武スマイルパーク東大和市駅前第4駐輪場
	④	西武スマイルパークBIGBOX東大和駐輪場
	⑤	西武鉄道東大和市駅駐輪場
	⑥	小平市営有料自転車駐車場
	⑦	西武スマイルパークBIGBOX東大和第2駐輪場
武蔵大和駅	①	武蔵大和駅第1公共自転車等駐車場
	②	武蔵大和駅第2公共自転車等駐車場
	③	西武スマイルパーク武蔵大和駅前駐輪場
	④	サイクルダイチ武蔵大和駅前駐輪場
	⑤	武蔵大和駅前駐輪場
玉川上水駅 (北側のみ)	①	玉川上水駅第1公共自転車等駐車場
	②	玉川上水駅第2公共自転車等駐車場
	③	玉川上水駅第3公共自転車等駐車場
	④	玉川上水駅第4公共自転車等駐車場
	⑤	玉川上水駅第5公共自転車等駐車場
	⑥	玉川上水駅第6公共自転車等駐車場
	⑦	西武スマイルパーク玉川上水駅北口駐輪場
	⑧	西武スマイルパーク玉川上水駅北口第2・3駐輪場
桜街道駅	①	桜街道駅第1公共自転車等駐車場
	②	桜街道駅第2公共自転車等駐車場
	③	桜街道駅第3公共自転車等駐車場
	④	桜街道駅第4公共自転車等駐車場
	⑤	桜街道駅前駐輪場
	⑥	桜街道駅前駐輪場・バイク駐車場
	⑦	ニラク東大和店バイク駐車場
上北台駅	①	上北台駅第1公共自転車等駐車場
	②	上北台駅第2公共自転車等駐車場
	③	上北台駅第3公共自転車等駐車場
	④	上北台駅第4公共自転車等駐車場
	⑤	上北台駅第5公共自転車等駐車場
	⑥	上北台駅第6公共自転車等駐車場
	⑦	上北台駅第7公共自転車等駐車場
	⑧	欠番
	⑨	ニラク上北台店駐輪場・バイク駐車場

東大和市自転車等駐車対策協議会委員名簿

(任期：令和 5 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日 利害関係者のみ)

構成	氏 名	摘 要	委員期間
利害関係者	よし だ あきら 吉 田 彰	シニアクラブ連合会 理事	R4. 7. 1～
	たか はし まさ こ 高 橋 正 子	駅前南街通り商店会 会長	H29. 12. 1～
	おお くら かず ま 大 倉 一 馬	武蔵大和駅前通り商店会 幹事	R3. 12. 1～
	たか はし なお ひと 高 橋 直 人	玉川上水駅前商店街 会長	H30. 6. 1 ～
	の の むら やす のぶ 野々村 泰 伸	清水自治会 会長	H29. 12. 1～
	せき や けん じ 関 谷 賢 治	都宮桜が丘団地自治会 会長	R4. 12. 12～
	おお つき たか ひこ 大 月 孝 彦	栄二丁目自治会 会長	H30. 7. 1～
	こ じま さと し 小 島 智 史	東京都立東大和高校 副校長	R4. 4. 1～
関係交通機関	に と たか みつ 二 戸 孝 三	西武鉄道株式会社 小川駅管区長	R5. 4. 1～
	す だ ひろし 須 田 博	西武バス株式会社 小平営業所長	R5. 12. 18～
	おか の としろう 岡 野 都士郎	立川バス株式会社 上水営業所長	H30. 10. 1～
	いわ さ けん じ 岩 佐 賢 治	多摩都市モノレール株式会社 運輸部課長（施設担当）	R5. 4. 1～
関係行政機関	うえ き おさむ 植 木 修	都北多摩北部建設事務所 管理課長	R3. 4. 1～
	いし い やす ひろ 石 井 泰 弘	北多摩西部消防署 副署長	R4. 4. 1～
	おお しげ まさ ひろ 大 重 雅 弘	東大和警察署 交通課長	R4. 10. 17～

会 長

副会長

○東大和市自転車等駐車対策協議会規則

(委員の任期)

第 4 条 同規則第 3 条第 2 項第 3 号の委員（利害関係を有する者）の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

○東大和市自転車等駐車対策協議会規則

平成 7 年 9 月 2 5 日

規則第 2 7 号

改正 平成 1 2 年 3 月 3 1 日規則第 1 4 号

平成 2 0 年 3 月 1 4 日規則第 1 3 号

平成 2 4 年 3 月 2 7 日規則第 3 4 号

令和 4 年 3 月 2 9 日規則第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大和市自転車等放置防止等に関する条例（平成 7 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、東大和市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 自転車等の駐車対策に関する重要事項の調査及び検討に関すること。
- (2) 自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項（総合計画の策定に係る事項を含む。）について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第 3 条 協議会は、委員 1 5 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員 3 名以内
- (2) 関係交通機関の職員 4 名以内
- (3) 利害関係を有する者 8 名以内

(委員の任期)

第 4 条 前条第 2 項第 3 号の委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 名を置き、その選任方法は、会長は第 3 条第 2 項第 3 号の委員の互選により、副会長は会長の指名による。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」）の計画期間満了後の対応について

1 計画期間満了後の対応について

計画の目標が達成されていることから、計画期間の満了に伴う改定は行わない。

【参考】総合計画について

総合計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」第7条第1項及び「東大和市自転車等放置防止等に関する条例」第12条において、「自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため・・・定めることができる」とされている計画で、本協議会の答申に基づき平成26年3月に策定された計画である。

計画期間は10年間（令和6年3月まで）。

2 計画の目標とその達成状況

（1）計画の目標とその達成状況（総括；項目ごとの詳細は（2）以降に記載）

計画の目標の達成状況（総括）

目 標	達成状況	主 な 実 績	
①自転車利用の抑制	達成	駅前自転車等駐車場の利用台数	H26⇒R5 △4,202台 約41%減
②市、事業者及び施設管理者等の役割分担	達成	民営※自転車等駐車場の整備台数	H26⇒R5 +1,485台 約42%増
③受益者負担の適正化	達成	公共自転車等駐車場の有料化率	H23⇒R4 100%
④自転車等駐車場の環境改善	達成	各駅前の放置自転車の台数	H23⇒R4 年間 △675台 約82%減
⑤市の負担軽減	達成	市の負担額	H23⇒R4 年間約124万円の削減

※民営は、（公財）自転車駐車場整備センター設置を除く。

(4) 受益者負担の適正化

公共自転車等駐車場の有料化により自転車等駐車場を利用する市民と利用しない市民との間の負担の公平化を図ることができた。

◎一時利用料金 自転車 100 円/24 時間毎・1 回

バイク中（125cc 以下） 150 円／24 時間毎・1 回

◎定期利用料金

(単位：円)

車 種	設備等	区 分		1 か月	3 か月	6 か月
自 転 車	屋根 あり	一 般	市 内	2,000	5,700	10,800
			市 外	2,000	6,000	12,000
		学 生	市 内	1,500	4,250	8,100
			減 額	市 内	1,000	2,850
	屋根 なし	一 般	市 内	1,800	5,100	9,700
			市 外	1,800	5,400	10,800
		学 生	市 内	1,350	3,850	7,300
			減 額	市 内	900	2,550

車 種	設備等	区 分		1 か月	3 か月	6 か月
バイク中 (125cc 以下)	屋根 なし	一 般	市 内	2,700	7,700	14,600
			市 外	2,700	8,100	16,200
		学 生	市 内	2,000	5,700	10,800
		減 額	市 内	1,350	3,850	7,300

○市内は、東大和市・武蔵村山市在住の方。市外は、上記以外の方

○学生は、東大和市・武蔵村山市在住で、学校教育法に規定する学校等に通学している方。

○減額は、東大和市・武蔵村山市在住で、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、生活保護受給世帯の方。

※市内に、「武蔵村山市在住の方」が含まれるのは、武蔵村山市が「公共自転車等駐車場の整備及び賃借料の負担に関する協定書」に基づき駐車場用地の賃借料を負担しているため。

駅周辺自転車等駐車対策に係る経費

(単位：円)

項目	平成23年度決算	令和4年度決算	差
経費			
自転車等駐車場の維持管理経費（人件費、駐車場の賃借料、光熱費、修繕費等）	21,144,000	7,043,277	△ 14,100,723
放置自転車等の撤去・移送・連絡	834,000	1,589,892	755,892
放置自転車等の保管場所の維持管理経費（人件費、駐車場の賃借料、光熱費、修繕費、撤去自転車等の管理システム経費等）	759,000	2,045,443	1,286,443
放置自転車等処分・リサイクルに要する経費	152,000	0	△ 152,000
放置防止のための広報・啓発に要する経費	0	13,292,334	13,292,334
合計	22,889,000	23,970,946	1,081,946
収入			
自転車等撤去手数料	522,000	114,000	△ 408,000
武蔵村山市からの負担金	0	2,732,073	2,732,073
合計	522,000	2,846,073	2,324,073
財政負担（経費－収入）	22,367,000	21,124,873	△ 1,242,127

※平成23年度のデータは総合計画P10 表Ⅱ-8駅周辺自転車等駐車対策に係る経費から引用

3 今後の自転車等対策について

総合計画の計画期間中に発現した効果を持続させていくため、引き続き、以下の取組を実施していく。

- ・ 定期的な市報への掲載等により自転車需要の抑制に努める。
- ・ 各駅周辺の自転車等の収容台数は、自転車駐車需要を満たしているので、一時利用、定期利用の需給バランスの調整を（公財）自転車駐車場整備センター等に依頼していく。
- ・ 経済状況や公共自転車等駐車場の位置、設備等を勘案しながら、適切な利用料金となるよう（公財）自転車駐車場整備センターと調整をしていく。
- ・ 必要に応じて設置者に自転車等駐車場の設備の設置を要望していく。また、放置自転車等の状況を見ながら駐車禁止区域を見直すとともに、効率的に自転車等撤去活動、駐輪指導等を実施していく。